

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年4月8日
【発行者名】	ジャパン・インフラファンド投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 佐々木 聡
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号
【事務連絡者氏名】	ジャパン・インフラファンド・アドバイザーズ株式会社 チーフ・フィナンシャル・オフィサー 深山 陽
【連絡場所】	東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号
【電話番号】	03-6264-8689
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2026年3月30日開催のジャパン・インフラファンド投資法人（以下「本投資法人」といいます。）投資主総会において、本投資法人の規約が一部変更されることが承認されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第3号に基づき本臨時報告書を提出するものです。

また、本投資法人の財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第12号に基づき本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 規約一部変更

(ア) 変更の内容についての概要

MMパワー合同会社による、2025年11月7日から2026年1月22日までを公開買付けの買付け等の期間とし、本投資法人の発行済投資口を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の成立に伴い、投資口併合によるスクイズアウトにより本投資法人が上場廃止し、投資主が少数となり、その後解散が予定されていること等を踏まえ、本投資法人の資産運用の基本方針、組入資産の貸付けの目的及び範囲等について規定の変更を行いました（変更案第28条第1項、第32条第1項及び第38条第1項本文関連）。また、本公開買付けの成立又は本投資法人の非公開化を理由として既存借入金の貸付人からの請求により期限の利益を喪失する可能性があり、既存借入金の返済資金及びその付帯費用を公開買付者から借り入れることができるように借入先に関する規定の変更を行いました（変更案第38条第1項なお書き関係）。今回の規約一部変更の内容のうち、本投資法人の運用に関する基本方針、運用体制及び投資制限に関する変更の内容は以下のとおりであり、下線は変更部分を示します。

変更前	変更後
<p>第28条（資産運用の基本方針）</p> <p>1. 本投資法人は、運用資産を、主として不動産等資産（<u>投信法施行規則に定めるものをいう。以下同じ。</u>）のうちインフラ資産等（第30条第1項第(1)号に定義する。以下同じ。）に該当するものに対する投資として運用するものとし、<u>継続的な投資を通じて、中長期にわたる安定した収益の確保と運用資産の着実な成長を目指して運用を行う。</u>また、本投資法人は、不動産等資産に該当しないインフラ資産等及びインフラ関連資産（第30条第1項第(2)号に定義する。以下同じ。）、系統用蓄電池（第30条第2項に定義する。以下同じ。）その他の資産にも投資することができるものとする。</p> <p>2. （省略）</p>	<p>第28条（資産運用の基本方針）</p> <p>1. 本投資法人は、運用資産を、主として不動産等資産（<u>投信託及び投資法人に関する法律施行規則に定めるものをいう。以下同じ。</u>）のうちインフラ資産等（第30条第1項第(1)号に定義する。以下同じ。）に該当するものに対する投資として運用するものとする。また、本投資法人は、不動産等資産に該当しないインフラ資産等及びインフラ関連資産（第30条第1項第(2)号に定義する。以下同じ。）、系統用蓄電池（第30条第2項に定義する。以下同じ。）その他の資産にも投資することができるものとする。</p> <p>2. （現行のとおり）</p>
<p>第32条（組入資産の貸付けの目的及び範囲）</p> <p>1. 本投資法人は、<u>中長期的な安定収益の確保を目的として、運用資産に属する全ての再生可能エネルギー発電設備（本投資法人が取得する再生可能エネルギー発電設備以外のインフラ関連資産の裏付けとなる再生可能エネルギー発電設備を含む。）を賃貸するものとする。</u>また、本投資法人は、原則として、運用資産に属する全ての不動産及び系統用蓄電池（本投資法人が取得する不動産以外のインフラ関連資産の裏付けとなる不動産及び系統用蓄電池以外の運用資産の裏付けとなる系統用蓄電池を含む。）を賃貸するものとする。</p> <p>2.～4. （省略）</p>	<p>第32条（組入資産の貸付けの目的及び範囲）</p> <p>1. 本投資法人は、運用資産に属する全ての再生可能エネルギー発電設備（本投資法人が取得する再生可能エネルギー発電設備以外のインフラ関連資産の裏付けとなる再生可能エネルギー発電設備を含む。）を賃貸するものとする。また、本投資法人は、原則として、運用資産に属する全ての不動産及び系統用蓄電池（本投資法人が取得する不動産以外のインフラ関連資産の裏付けとなる不動産及び系統用蓄電池以外の運用資産の裏付けとなる系統用蓄電池を含む。）を賃貸するものとする。</p> <p>2.～4. （現行のとおり）</p>
<p>第38条（借入金及び投資法人債発行の限度額）</p> <p>1. 本投資法人は、<u>運用資産の着実な成長並びに効率的な運用及び運用の安定性に資するため、資産の取得、修繕費その他の維持管理費用若しくは分配金の支払、本投資法人の運営に要する資金、又は本投資法人の債務の返済（敷金・保証金の返還並びに借入金及び投資法人債（短期投資法人債を含む。以下同じ。）の債務の返済を含む。）等の資金の手当てを目的として、資金を借り入れ（コール市場を通じる場合を含む。）、又は投資法人債を発行することができる。但し、短期投資法人債の発行により調達した資金の用途又は目的については、法令に定める範囲に限るものとする。なお、<u>資金を借り入れる場合は、金商法に規定する適格機関投資家（但し、租税特別措置法第67条の15に規定する機関投資家に限る。）からの借入れに限るものとする。</u></u></p> <p>2.～3. （省略）</p>	<p>第38条（借入金及び投資法人債発行の限度額）</p> <p>1. 本投資法人は、<u>効率的な運用及び運用の安定性に資するため、資産の取得、修繕費その他の維持管理費用若しくは分配金の支払、本投資法人の運営に要する資金、又は本投資法人の債務の返済（敷金・保証金の返還並びに借入金及び投資法人債（短期投資法人債を含む。以下同じ。）の債務の返済を含む。）等の資金の手当てを目的として、資金を借り入れ（コール市場を通じる場合を含む。）、又は投資法人債を発行することができる。但し、短期投資法人債の発行により調達した資金の用途又は目的については、法令に定める範囲に限るものとする。</u></p> <p>2.～3. （現行のとおり）</p>

(イ) 当該変更の年月日
2026年3月30日

(2) 金利スワップ契約の解約

(ア) 当該事象の発生日
2026年3月30日(役員会決議日)

(イ) 当該事象の内容

本投資法人は、本投資法人が有する既存借入金34,514百万円について、本投資法人の完全子法人化を理由として貸付人の請求により期限の利益を喪失する可能性があることから、2026年4月13日付で当該既存借入金34,514百万円を返済する予定であり、それに伴い、同日付で以下の各金利スワップ契約について、解約することを決定いたしました。

相手先		株式会社みずほ銀行						
想定元本(百万円) (注1)		4,910	5,700	6,500	3,400	12,200	2,920	4,038
金利	固定支払金利 (注2)	0.610%	0.64%	0.742%	0.987%	1.220%	1.4320%	1.561%
	変動受取金利	基準金利(全銀協6か月日本円TIBOR)+0.40%						
開始日		2020年 2月21日	2021年 1月6日	2021年 12月3日	2022年 6月3日	2022年 12月2日	2023年 12月4日	2024年 12月18日
終了日(注3)		2030年 2月21日	2031年 1月6日	2031年 11月30日	2032年 5月31日	2032年 11月30日	2033年 11月30日	2033年 11月30日
利払日(注3)		借入日以降の毎年5月及び11月の末日						
解約予定日		2026年4月13日						

(注1) 記載の想定元本は、各金利スワップ契約開始日時点のものであります。

(注2) 各金利スワップの設定により、対象となる借入れに係る金利が実質的に固定化されています。

(注3) 当該日が営業日以外の日に該当する場合には翌営業日とし、かかる営業日が翌月となる場合には前営業日とします。

(ウ) 当該事象の損益に与える影響額

金利スワップ契約の解約により、2026年5月期において1,779百万円のデリバティブ解約益(注)を計上することを見込んでいます。

(注) デリバティブ解約益は、2026年3月17日時点における金利スワップ解約清算金を勘案して算出した見込額となります。

以上